

毎週火、金曜日発行（但し日曜に当たるときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇規則 宅地建物取引業法施行細則の一部改正
- ◇訓令 官報報告規程の一部改正
- ◇告示 保険医療機関の指定  
保険医の登録
- ◇公告 毒物劇物取扱者試験の実施

## 規則

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十四年九月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第三十五号

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

宅地建物取引業法施行細則（昭和二十七年九月鳥取県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

第一条 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号。以下「法」という。）の施行については、宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号。以下「省令」という。）によるのほか、この規則の定めるところによる。  
第七条中「省令第二条第三項」を「省令第二条第三号」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 訓 令

### 鳥取県訓令第十一号

庁 中 一 般

官報報告規程（昭和二十五年八月鳥取県訓令甲第十四号）の一部を次のように改正する。

昭和三十四年九月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第二条第七号中「及び地方事務所長」を削り、同条第八号中「地方事務所、」を削る。

附 則

この訓令は、昭和三十四年九月四日から施行する。

告 示

鳥取県告示第四百七十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ  
三第一項の規定により次のように保険医療機関を指定し  
た。

昭和三十四年九月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

保険医療機関	開設者氏名	管理者氏名	診療科名	指定の 記号番号	指定年月日	採用 点数表
--------	-------	-------	------	-------------	-------	-----------

森齒科診療所	鳥取市元鑄師町	森 亮輔	齒科	取齒三九	昭和三四、八、一	一
山本医院	西伯郡名和町東坪 一、二一六	山本 博美	内科 小児 放射線科	西医三六	昭和三四、八、一	乙ノ二

鳥取県告示第四百七十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ  
五第一項の規定により、次のように保険医の登録をした。

昭和三十四年九月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名	住 所	医 所	病院 診療 所	担 当 診療科名	登録の 記号番号	登録年月日
----	-----	-----	---------	-------------	-------------	-------

小谷不二夫	東伯郡三朝町山田		国立三朝療養所	外科	鳥医七一八	昭和三四、八、一
難波 昌弘	北条町弓原		北条町診療所	内科	七一九	〃
森 亮輔	鳥取市元鑄物師町		森齒科診療所	齒科	鳥齒二〇三	〃

公 告

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）  
第八条第一項第三号の規定により毒物劇物取扱者試験を  
次のとおり実施する。

昭和三十四年九月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一日時及び場所

昭和三十四年十月八日（木曜日）午前十時から午後三  
時まで。

倉吉市広瀬町 倉吉保健所

二 試験の種類及び科目

1 筆記試験

イ 毒物及び劇物に関する法規  
ロ 毒物及び劇物の性質及び貯蔵、取扱方法その他  
ただし、農業用のみを受験する者は、別記の範囲  
内とする。

2 実地試験

毒物及び劇物の識別及び取扱方法。ただし、農業用  
を受験する者は、別記の範囲内とする。

三 手続

受験希望者は、毒物及び劇物取締法施行細則（昭和二  
十六年三月鳥取県規則第九号）第二条に定める試験申  
請書に五百円の収入証紙をはりつけ、次の書類を添え  
て昭和三十四年九月二十九日までに住所を所轄する

保健所長に提出すること。

- 1 履歴書
- 2 戸籍抄本
- 3 写真（申請前六箇月以内、脱帽で上半身を撮影した名刺型で台紙の無いもの）二枚
- 4 精神病又は麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒患者、おし、つんば、盲、又は色盲でないことを証する医師の証明書

別記

- 一 黄りん、硫化りん及びこれらのいずれかを含有する製剤
- 二 シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、ベルリン青、黄血塩、赤血塩、ロダン化合物及び石灰窒素並びにこれらのいずれかを含有する製剤を除く。
- 三 水銀化合物及びこれを含有する製剤。ただし、朱、甘こう、黄色ヨードこう、オレイン酸水銀、白降こう、雷こう及びこれらのいずれかを含有する製剤を除く。
- 四 ニコチン、その塩類及びこれらのいずれかを含有す

る製剤

- 五 ひ素、その化合物及びこれらのいずれかを含有する製剤
- 六 モノフルオール酢酸、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
- 七 テトラエチルピロホスフェイト及びこれを含有する製剤
- 八 ヘキサエチルテトラホスフェイト及びこれを含有する製剤
- 九 ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤
- 十 ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤
- 十一 エチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト及びこれを含有する製剤
- 十二 オクタメチルピロホスホルアミド及びこれを含有する製剤
- 十三 ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイ

ト及びこれを含有する製剤

- 十四 モノフルオール酢酸アミド及びこれを含有する製剤
- 十五 亜鉛塩類。ただし、炭酸亜鉛及び雷酸亜鉛を除く。
- 十六 苛性ソーダ及びこれを含有する製剤。ただし、水酸化ナトリウム五パーセント以下を含有するものを除く。
- 十七 クロルピクリン及びこれを含有する製剤
- 十八 けいふつ化水素酸塩類
- 十九 銅塩類。ただし、雷銅を除く。
- 二十 二硫化炭素及びこれを含有する製剤
- 二十一 バリウム化合物。ただし、硫酸バリウムを除く。
- 二十二 ホルムアルデヒド含有物。ただし、ホルムアルデヒド一パーセント以下を含有するものを除く。
- 二十三 ロテノン及びこれを含有する生薬（デリス根、魚藤根の類）並びにこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、ロテノン二パーセント以下を含有するものを除く。
- 二十四 硫酸及びその含有物。ただし、硫酸一パーセン

ト以下を含有するものを除く。

- 二十五 ブロムメチル
- 二十六 二―四―ジニトロ―六―シクロヘキシルフェニール及びこれを含有する製剤。ただし、二―四―ジニトロ―六―シクロヘキシルフェニール一五パーセント以下を含有するものを除く。
- 二十七 ペンタクロルフエノール、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、ペンタクロルフエノールとして五パーセント以下を含有するものを除く。
- 二十八 二―イソプロピル―四―メチルピリミジル―六―ジエチルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤
- 二十九 ジクロルベンジル酸、その化合物及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、ジクロルベンジル酸として一五パーセント以下を含有するものを除く。
- 三十 ヘキサクロロエポキシオクタヒドロエンドジメタノナフタリン及びこれを含有する製剤
- 三十一 ヘキサクロロヘキサヒドロジメタノナフタリン

及びこれを含有する製剤。ただし、ヘキサクロロヘキサヒドロジメタノナフタリン五パーセント以下を含有するものを除く。

三十二 ヘキサクロロエポキシオクタヒドロエンドエキゾジメタノナフタリン及びこれを含有する製剤。ただし、ヘキサクロロエポキシオクタヒドロエンドエキゾジメタノナフタリン五パーセント以下を含有するものを除く。

三十三 硝酸タリウム及びこれを含有する製剤。ただし、硝酸タリウム三パーセント以下を含有し、黒色に着色され、かつ、とうがらしエキスをを用いて著しくからく着味されているものを除く。

三十四 硫酸タリウム及びこれを含有する製剤。ただし、硫酸タリウム三パーセント以下を含有し、黒色に着色され、かつ、とうがらしエキスをを用いて著しくからく着味されているものを除く。

三十五 りん化亜鉛及びこれを含有する製剤。ただし、りん化亜鉛一パーセント以下を含有し、黒色に着色さ

れ、かつ、とうがらしエキスをを用いて著しくからく着味されているものを除く。

三十六 ジクロルブチン及びこれを含有する製剤

三十七 テトラエチルメチレンビスジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤

昭和四年四月十五日第三種 発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町